

Title	「協同翻訳」から始まる共生／共創：上辺だけではない議論と実践のために
Author(s)	桂, 悠介; 佐々木, 美和; 八木, 景之
Citation	未来共創. 2021, 8, p. 177-207
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83902
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「協同翻訳」から始まる共生／共創

上辺だけではない議論と実践のために

桂 悠介

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

佐々木 美和

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

八木 景之

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

要旨

本稿では、「フォーラム 共生／共創の多角的検討（1）違和感とフラストレーションを起点とした協同的オートエスノグラフィー」を受け、いかに「当事者」の声を聴き、向き合いうるかを論じる。

まず、共生や共創の前提となる「他者の声を聴く」際、聞き手が他者の「部分」だけではなく「全体」と向き合う姿勢をもつ必要があることを指摘する。次いで、当事者の「声を聴く」ための方法として、宗教的言説をめぐって当事者と非当事者が共に参画するハーバーマスの「協同翻訳」論に着目する。その上で、協同翻訳が宗教に限定されない共創の方法として応用しうることを論じる。

第三に、フォーラム1で表明された、現在の学術的な共生や共創が「当事者のため」のものになっていないのではないかと、一定の基準により選抜された人々による「制度的優生思想」と呼ぶものではないかという違和感やフラストレーションに対して、リリアン・ハタノ・テルミの当事者の4F（Fact、Fear、Frustration、Fairness）理解の教育や竹内章郎の「能力の共同性」論を通した、より公共的な実践や議論への「翻訳」を試みる。最後に、協同翻訳をより積極的に行うための、「インリーチ」や熟議をめぐる議論を紹介する。

キーワード

声を聴く、協同翻訳、マジョリティの責任、共生、インリーチ

桂 悠介：yusukekatsura9@gmail.com

本稿は「フォーラム 共生／共創の多角的検討 (1) 違和感とフラストレーションを起点とした協同的オートエスノグラフィー」(以下、フォーラム1)の内容を受けつつ同時進行で書かれ、問題の背景や、「当事者」「専門家」といった用語の意味を共有している。ただし、フォーラム1があえてマイノリティとしての立場を押し出すアプローチをとったのに対して、こちらはそうした声を受け止める側の立場から、その意味内容の、より一般的な議論への接続を試みる。執筆については1、4、5を桂が、2を八木が、3を佐々木が主に担当した。

1. 違和感やフラストレーションを受けて

フォーラム1では在日ブラジル人(大川)、教育制度や選抜に翻弄された人(片田)、クィア沖縄人(なかだ)という「当事者」の立場をあえて前面に出しての、違和感やフラストレーションを起点とした議論がなされた。そこで大川は現在の共生や共創の試みが、強者による「強者のため」のものに留まっているのではないかと問いかけ、片田は未来共生プログラムの選抜過程や、対等に話す場の欠如から現在の共生学／共創が「制度的優生思想」となっているのではないかと述べている。なかだも、状況をより良いものにしようと企画した対話の際、声を発した途端に抑圧的と感じられるコメントがなされた事を記している。これらの違和感やフラストレーションは、公正ではないと感じられる現状を変えたいという、当事者の「ニーズ」の現れであると言える。また、こうした議論の背後には、声を発することすら出来ない人々が多数存在することも見逃せない。そうした背景に目を向けない議論は、そこで生じている事実の把握にも貢献せず、それと同時に、現実世界の改善にも寄与しないものとなるだろう。

共生論の文脈では、例えば社会学者の塩原良和は、対話を通してマイノリティの声を「聴く」¹ことや、マジョリティの変化の重要性を指摘している(塩原 2012: 144-149; 2017: 190-193)。共生学の教科書『共生学宣言』においても、マジョリティAがマイノリティBを同化吸収するような同化主義(A+B→A)や、両者がほぼ無関係のまま存在する統合主義(A+B→A+B)と

は異なり、両者が相互に変化しつつ新たな価値や制度が生まれる「創造的共生 ($A + B \rightarrow A' + B' + \alpha$)」においては「マジョリティの自己変容 ($A \rightarrow A'$)」を第一の要件と考える」(志水 2020: 10-11)とされている。また、同教科書で栗本 (2020a)は、ケニアの牧畜民トウルカナの人々が行う物乞い行為、激しい金銭の要求という、日本社会における一般的な視点からは理解し難い「対面的コミュニケーション」のあり方を取り上げ、そうした中においても、創造的共生を実現させうる相互作用が生じると論じている。

これらの理念や実践への示唆は非常に重要なものではあるが、具体的な文脈においては、マジョリティや強い立場にいる者たちの変化は十分に意識されていないことも多い。そうした場合、フォーラム1のような意見に出会っても、無視するか、自分とは無関係のものとして捉えることになってしまう。

本稿では当事者の違和感やフラストレーション、ニーズを表明する声が十分に聴かれないという事態に対して、まず、他者に向き合う際の二つの姿勢の在り方について述べる。次いで、ニーズのマジョリティ・専門家とマイノリティ・当事者との「協同翻訳」を共生学や共創の方法として提示する。最後に実際に共生に関わる理論を用いて具体的な「翻訳」を試み、今後の実践への可能性を示唆する。

なお、本稿全体を通して提示しようとするのは、創造的共生の「第一の要件」とされる「マジョリティの自己変容」のための方法であり、マイノリティ当事者のあるべき姿を論じるものではないこと、また本稿で言う大学や学術的な場におけるマジョリティとは、単に数の多い学生ではなく、共生／共創の教育、実践をめぐる決定権や発言力を有する教員や「専門家」、強い立場にいる者である²ということをあらかじめ明記しておく。

2. 「声」を聴くために

なぜ、当事者の声はしばしば聴き逃されるのだろうか。ここでは、行為や発話には常に受け手の解釈が伴われること、また、他者の声を聴くためには受け手の姿勢が大きく関わっているという事を論じる。

2.1 声を聴くことの難しさ

行為や発話の相互作用には、常に恣意的な解釈がつきまとう。たとえば、B氏のもつ何らかの言説（これを仮にB β と呼ぼう）をA氏が理解する場合、そこには必ずA氏の独自解釈が含まれ、結果としてその言説は、A氏の言説（A β ）に変化する。ここで、A β とB β の間にズレが生じるのは当然であり、さらにいえば、ズレは避けるべきものではない。ズレを認識し、それを対話の中で共有してこそ、A氏とB氏が共に納得する性質の言説、すなわちA β とB β が相互に変化しつつ、そこに何らかの共通の意味がもたらされる（A+B） β が生じる可能性がある。このような共通の意味を見出すことを α とするならば、共生学が目指す創造的共生、 $A+B \rightarrow A'+B'+\alpha$ にかなうものになるだろう。

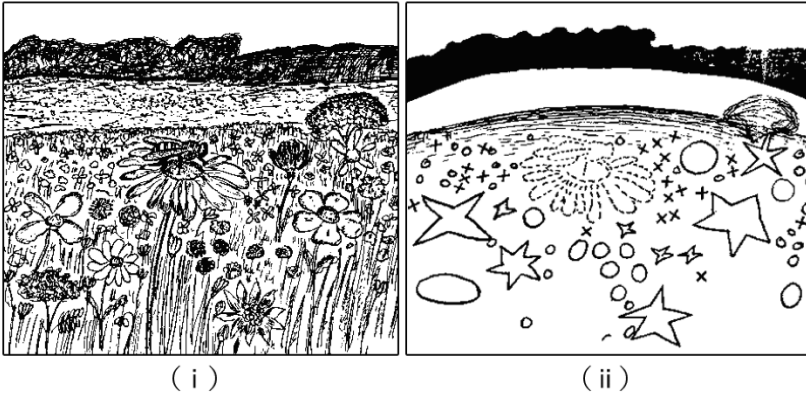
ただし、注意しなければならないのは、一見共通の意味を見出したように見えたとしても、そこには常に前提における非対称性が存在することである。フォーラム1で大川が指摘したように、A氏の立場がマジョリティであり、B氏がそうではない場合は、その「共通の意味」は歴史性や権力性によって容易に歪められる。そして、A氏がそのことに自覚的ではない場合、（A+B） β と呼ぶに値するものは生まれることはないだろう。

B氏の言説をA氏がより深く理解するためには、言説それ自体の表面をなぞるだけでなく、A氏自身がB氏のもつ背景自体を尊重し、その理解を深めてゆこうとする姿勢をもたなければならないだろう。そこで、そのような歴史性が身体化されたような状況を含めて、そこに創造的共生の可能性が見いだされるためには、A氏の「他者に向き合う姿勢」が大きな課題となる。

2.2 他者に向き合う姿勢

では「他者に向き合う姿勢」とはどのようなものだろうか。本稿においては、他者を理解する姿勢には、次の二通りが存在すると考える。すなわち、(i) 他者の存在を「全体」として把握しようとし、したがって部分的理解では決して充足せず、さらにより深く理解しようと試みる姿勢と、(ii) 相手の一部分のみを切り取って理解し、その部分的な理解において充足する姿勢、この二つの姿勢である。

この姿勢の差異は、以下のような図で捉えることができるだろう。



(i)

(ii)

(出典：ユクスキュル・クリサート 2005:76)

ユクスキュル・クリサート (2005)によると、生物は、それぞれの身体構造に応じた主観的世界、すなわち「環世界」をもつとされる。上図の(i)および(ii)は、咲いた花とつぼみが入り混じった野原の風景を描写したものであるが、ミツバチは、(ii)のように風景を捉えているのではないかとユクスキュルは考える³。すなわち、野原を観察するミツバチが(ii)において関心をもつのは、星や十字状の物体であり、蜜の獲得という観点から好ましい状況を伝える花の形状のみが、ミツバチの知覚を刺激するとされる。そこでは、花のもつ形状以外の諸部分は、ミツバチにとってはなんの魅力ももたない。ミツバチは、花を花全体として捉えない。花のもつさまざまな属性の一部分のみを切り取ってそれを知覚し、その刺激に対して行為するのである。しかし人間は、そうではない。もちろんその知覚の範囲に限界づけられながらも、(i)のように花を花として、あるいはその花の背景全体を、美という型式において享受することを試みることができる。ある構造を全体のままに、諸要素の調和によって成立する一つの小宇宙として捉えることもできる。

ところが一方、われわれは(ii)のように他者を観ることもある。すなわち、ある他者のもつ全体性を観ずに、自分自身にとって有用な部分のみを他者から切り出し、その一部分において他者と出会おうと試みることがある⁴。そ

してこのような時、われわれは他者を (ii) のように観察するのではないだろうか。そして、その部分的な理解に充足し、他者をより深く理解することを放棄するのではないだろうか。すなわち、B氏はb1という属性で説明できるものであり、それ以上のものではない、というように。しかし現実のB氏は、b1、b2、b3……という無数の属性をもつ。そして観察者のもつ偏見を取り除くならば、その無数の属性の中には「B氏を代表する属性」はどこにも存在しない。

「当事者の声を聴く」という観点からは、(i)全体として他者を観る姿勢と、(ii)部分として他者を観る姿勢には、大きな違いが生じる。なぜなら(ii)の姿勢においては、「より深く理解することの放棄」の結果として、上述したような、 $A\beta$ と $B\beta$ が $(A+B)\beta$ へと向かってゆく流れは生じないからだ。そうした場合においては、たとえばA氏がB氏の言説の解釈を試みたところで、言説 β への理解は部分的なものにとどまってしまう($A\beta+B\beta \rightarrow A\beta+B\beta$)だろう。権力関係によっては、B氏のもつ背景を無視し、従わせようとする強制性が生じる($A\beta+B\beta \rightarrow A\beta$)かもしれない。

しかし他者の一部だけを知り、それに充足するのではなく、他者全体を知ろうと試みる姿勢をもつ場合、すなわち(i)の姿勢においては、その他者理解の「解像度」を高めようと試みる姿勢が、 $A\beta$ と $B\beta$ の断絶を和らげてゆく。このようにして、権力関係や歴史性を含めたさまざまな背景が、他者に対して加害的に働きうることを自覚しつつ他者に接近する場合には、 $A\beta$ と $B\beta$ は接近し、そこに $(A+B)\beta$ (=創造的共生モデルにおける α)が共創され、それは両者の相互変容⁵をもたらすだろう。

もっとも、人間同士であってもわれわれは一人一人異なり、自分のことすら全体を知ることではできない。そういった意味では他者を真に全体として観る、という事が原理的に不可能であることは自明のことだろう。いくら他者の「解像度」を高めたとしても、それは他者それ自体ではない。他者を完全に理解することができる、と錯覚することは、それ自体が一つの暴力的な発想であるといえるだろう。他者理解の過程には、自身の解釈体系に安易に他者を位置づけすることを自制する姿勢、たとえば花崎(1993; 2002: 82)が指摘するような、他者理解における方法論的なエポケーが要求される側面もある。

あるいは、「解像度」の高まりそれ自体が、コンフリクトを引き起こすこともあるだろう。「あえて見ないこと」の重要性は、確かに存在する。

しかし、そうした問題を抱えていてもなお、「当事者の声を聴く」という過程においては、(i)の姿勢の追求を可能な限り怠るべきではない、と筆者(八木)は指摘したい。なぜなら、他者の全体的把握を試みる過程においてのみ、すなわち、その他者のもつ多様な側面を知り、その諸側面を思考において有機的に統合することによってのみ、他者の声の、より正確な意味内容の把握が可能になるからであり、それと同時に、その他者をもつ多様な側面の精妙な集合から創発される固有性、その存在の有り様それ自体の美しさに対する尊敬をもって、より深く「声を聴く」ことが可能になるように思われるからである。

3. 共生に向けた協同翻訳の可能性

続いて、こうした「他者に向き合う姿勢」や「共通の意味を見出すこと」の困難さとその克服の方法を、より具体的な社会的状況と照らし合わせながら考察を深める。ここで共創の方法として参照するのは、ハーバーマスの協同翻訳⁶論である。以下、異質な他者同士の協同性により、前提における相互理解が成立する、「声が聴かれる」という可能性が開かれるということを見ていく。

3.1 他者に向き合うためのコミュニケーション

哲学者ユルゲン・ハーバーマスは公共圏における異なる他者とのコミュニケーションについて論じている。ハーバーマスはコミュニケーションや討議を通じて相互に共通の認識に到達することをコミュニケーション的理性として定式化した。

共生論の文脈では尾関周二が、90年代よりハーバーマスに依拠しつつ、異質であることを前提とした「共生」と何らかの価値、規範、目標を共有するという「共同」を組み合わせた「共同共生」を提唱している。尾関(1995)では現代のいじめの構造と労働、情報化と国際化、自然との共生など多岐にわたる議論を展開している。例えば、より一層グローバル化が進展する中で「異文化理

解には、科学的認識を中心とする客観的態度に留まることなく、それを含んだコミュニケーション的態度、実践が不可欠なのであり、それが近代合理主義批判という『合理性』問題にまでつながるといふ認識が必要』であるとする(同: 123)。さらに「共同共生」のためには「〈コミュニケーション〉の視点のみならず、それと内的連関をもった共同労働や協同的活動」に注目することが論じられる(同: 151)。

尾関はその後、コミュニケーションの基盤となる地球や環境自体への関心から、自然との共生に関する議論を発展させていく。筆者(佐々木)としては、コミュニケーションを通じた相互理解の可能性を見すえて、異質な者同士の共生／共創の方法としてハーバーマスの協同翻訳論に着目したい。

3.2 ハーバーマスの協同翻訳論

本稿の目的はハーバーマスの協同翻訳論自体を詳細に論じることではないが、実践的に応用していくために、まずその概要とその背景と目指すところを確認しておこう。

ハーバーマスが、チャールズ・テイラーやジュディス・バトラーらと行ったシンポジウムを元に出版された『公共圏に挑戦する宗教』において、共生と繋がる重要な指摘がなされている。同書が主題とするのは、宗教的市民と世俗的市民という、「異質」とされる他者同士が「お行儀よく共存するにはどうしたらよいか」という単純な命題を超えて「両者の境界をどうやって越えることができるのか」について問うことである(ハーバーマスら 2011=2014: 132)。この問いは、近代化と共に宗教が衰退するというような安易な世俗化論ではもはや今日の世界的な動向は説明できず、「ポスト世俗主義」が論じられる中で、ますますアクチュアルなものとなっている。同書では具体的な方法の一つとしてハーバーマスから宗教的言説に対する世俗的市民と宗教的市民の協同翻訳の可能性が提示され、シンポジウムでの議論を通して批判的に検討がなされている。

翻訳は、もともとはハーバーマスが宗教的市民の意見を歓迎しつつ、一方で宗教者の発言が世俗的市民も含め、普遍的に理解されるために必要だと考え提案された条件である。この考えが出て来た背景には、政治に大きな影響

力をもつ宗教者の存在（アメリカにおける宗教右派や福音派の台頭など）や、西洋社会のイスラームに対する不安感などの時勢があると考えられるが（カルフーン 2011=2014: 142）、一方で、そうした政治的討議の場に限定されるのではなく、コミュニケーション的行為の理論の適用範囲と同様に、ハーバーマスは翻訳を生活世界のコミュニケーションにおいても用いられると考えているとも思われる（ハーバーマスら 2011=2014: 136-138）。

どちらにせよ、この翻訳という考え方は「翻訳は（……）根源的な他者性を橋渡しするようなものなのかという問い」（同: 135）を生じさせる。ハーバーマスの述べる翻訳においては「抑圧され、忘れられ、使われていない、どこかに葬られていた直感が喚起される可能性」が指摘されている（ハーバーマスら 2011=2014: 137）。「曖昧でインフォーマルなコミュニケーション・ネットワーク」という「公共圏」で、「集団を拘束する全体計画を最終決定するためのデモクラシーのプロセス」があるが、そのプロセスへの「貢献圧力」は、翻訳を含めた相互のやり取りを通して、「抑圧され、忘れられ、使われていない、どこかに葬られていた直感が喚起される可能性がある」（同上）。このやり取りは双方向に作用しながら両者のそれぞれのイメージや力が出会うことになるのだという（同: 138）。

ハーバーマスの提案した協同翻訳は以上のような文脈で提案された。協同翻訳論は、政治的公共圏における当事者に関して、それまでの先行研究より新しい点が認められる。しばしば取り上げられる点として、ジョン・ロールズとの違いが挙げられる。ひとつには、ロールズが「政治的議論の中において公共的理性（public reason）の担い手として認めるのは、政治家や官僚といった統治に関わる当事者のみ」であった点である。政治家や官僚といった者以外の、統治に関わらないひとびとはすべて当事者に含まれなかった。たとえば「宗教団体は、大学や学会、職業的団体とともに、非公共的理性の側に位置づけられている」（大窪 2015: 4）。このようなロールズの当事者観をハーバーマスは批判した。ハーバーマスのロールズ批判を的確にまとめている五十嵐によれば、「ロールズの『当事者』とは、論を立て正当化するためだけの普遍的な理念でしかなく、実際の具体的な個々の当事者は脱落している。それゆえ（……）この普遍的『当事者』の合意によって、既に個々の当事者に求められる

のは、その社会の求める規則を遵守すること（……）つまり社会が要請する規則に『従う』ことでしかない」（五十嵐 1995: 49）。

こうしたロールズ理論は、共生論の文脈でいう同化主義や統合主義ともつながりかねない。この場合の同化主義は、公共的議論において宗教的言説は排除されてしまうということであり、統合主義は、私的には宗教的言説を発してもいいが公共的には聴かれない、という事態を指す。ロールズの当事者の捉え方では、「社会の求める規則」への違和感やフラストレーション、ひいては現状の変革を求める個別具体的な人々のニーズを捉えられない。こうした問題を乗り越えるための方法としてハーバーマスは、協同翻訳という条件をつけたコミュニケーションを提示した。ハーバーマスの協同翻訳は、マイノリティ側のニーズが単にマイノリティのみに帰属しているのではなく、マジョリティ側にも関係する社会的なものなのだという風にも考えられる⁷。だからこそ、協同翻訳には宗教的市民だけではなく、というよりもむしろ、マジョリティとしての世俗的市民のコミットメントが求められることになる。

共生モデルにあてはめると協同翻訳論におけるマジョリティの世俗的市民をA、マイノリティの宗教的市民をBとする場合、翻訳を通じて相互に影響が及ぼされ、ハーバーマスのいう「直感」が刺激されるような $+ \alpha$ が生じる、という意味では創造的共生 $A + B = A' + B' + \alpha$ の実践であるといえる。

3.3 共創としての協同翻訳

こうしたハーバーマスの協同翻訳論を、世俗的市民と宗教的市民に限らない異質なもの同士の共生に向けた方法とするにあたり、一旦、今日多義的に用いられる「翻訳」自体がどのように論じられているのかを見てみよう。

翻訳学者の河原(2014)は、今日、多岐にわたって使われる翻訳について、「言語間の翻訳」、「デジタルコンテンツのローカリゼーション」、「文化の翻訳」、「喩としての翻訳」の4つに整理している。言語間の翻訳は最も一般的な狭義の翻訳であり、ローカリゼーションは「グローバルなデジタル情報の流れにおいて多言語展開の管理をするサービスと技術を提供する」(同: 3)ことであるという。文化の翻訳はクリフォード・ギアーツの言う「特定の文化の『意味』を解釈し、それを他者へ伝達する」という文化人類学的営みである。喩としての翻訳

については「翻訳を比喻として使うことで、社会現象を分析し説明すること」という、翻訳学、社会学者アンソニー・ピムの考え方が援用されている。河原は更に、「喩としての翻訳」を、ポストコロニアルな文化的異種混淆性論における異文化間の峽間性(二項対立の間の第三項)、翻訳社会学(アクターネットワーク・セオリー)における相互作用のような社会現象、異領域間・異次元間翻訳における「人間の営為全般が翻訳である」という見立ての三つに分けている。このように、今日「翻訳」は多義的に用いられる用語となっている。

こうした視点から、ハーバーマスにとっての翻訳はどう捉えられるだろうか。ハーバーマスの協同翻訳は「宗教的言説そのものの翻訳ではなく、宗教的言語で行われる説明を公的(パブリック)な言語で言いかえること」(ハーバーマスほか 2011=2014: 136)であるといい、「厳密な翻訳」ではない(同: 138)という。もちろん宗教的啓典の言語からの翻訳、例えばヘブライ語、ギリシャ語、アラビア語、ヒンディー語などからの、「言語間の翻訳」という文字通りの翻訳も時に必要だろう。しかし、多くの場合、実践や信仰に関する考え方や、その基盤となる聖典の章句や言説を、対面での対話や議論、文章でのやり取り、なんらかの実践への参加等の相互作用を通して世俗的な言語に「言いかえ」という、「文化の翻訳」、あるいは「喩としての翻訳」であると思われる。こうしてみると、ハーバーマスの翻訳は、様々な文化や「他者」のパースペクティヴを理解しようとしてきた人類学や、社会問題における当事者の視点、経験を捉えようとしてきた社会学、心理学的な試みとも重なるものであることがわかる。

そう考えると、ハーバーマスに限らず、研究対象者の声を聴こうとしてきた多くの研究実践はそれ自体、翻訳行為と見なしうる。しかし、研究活動における翻訳は多くの場合あくまで「専門家」としての実践である。つまり、学術的関心を超えて当事者に「全体」として向き合おうとしているとは限らず、研究対象者と見なさない相手の場合は一層「部分的」な理解にとどまってしまうがちである。そこでは他者を全体として捉えた上でニーズを翻訳していく姿勢が必ずしもとられているとは限らず、「パートタイム」的な共生／共創の場合もある。このような場合、ニーズを共有していない専門家と当事者の距離は、公共圏における世俗的市民と宗教的市民との距離と同様に隔た

りがあり、それゆえ同様の翻訳が必要となる。こうした意味において、公共的な熟議やそこでの決定のための「協同」的な翻訳は、いわゆる宗教に留まらない多くの問題系にとって必要なものだと言える。さしあたってこのことが確認されたならば、「協同翻訳」という発想はさまざまな領域に適用可能なものとして捉え直すことができる。つまり、ハーバーマスの言う、フォーマルな熟議において「宗教的市民の『単一言語による』発言が無視されないためには、他の市民が協力して言い換えの作業に取り組む必要がある」(ハーバーマス 2011=2014: 28)という言明は、当事者により主観的に表明されたニーズを無視せず、非当事者が協同的に取り組むべきものだという事に繋がる。

このような意味における協同翻訳という視点から、私たちの共生学や共創の試みについて振り返ってみよう。共生学系や未来共創センターの基盤となる大学では、顔の見える関係が基本となるが、私たちは様々な公共の場をつくりつつ、望ましい関係性が築けているだろうか。

この問いは筆者(佐々木)自身にも突きつけられている。筆者は信仰をもつため、いわゆる宗教的市民に分類されるだろう。筆者は研究科内や研究室内での対話や学内の公共的な空間(未来共創センターの対話企画ランチトークやゼミ、セミナーなど)において、筆者自身がそこで「可変性」(ハーバーマスら 2011=2014)を生み出すことができるのかという問いはいつも頭をもたげてくる。声を挙げても聴かれなかったら、誤解されたら、押し付けになってしまったらどうしようかという思いもある。

フォーラム1においても、対等な対話の場をもうけ声を発することの難しさが述べられている。協同翻訳の言い方に従うなら「抑圧され、忘れられ、使われていない、どこかに葬られていた直感が喚起される」ような機会となっているとは言い難い。

こうした状況だからこそハーバーマスの発想を基盤とした、より広い意味での協同翻訳は、共生／共創にとって重要な方法たりえる。

4. 協同翻訳の実践

ここからは、「全体」としての「他者と向き合う姿勢」に基づく共創的実践の

在り方として、フォーラム1で提示された違和感やフラストレーション、そこから読み取りうるニーズを協同翻訳することの可能性を検討していく。

ただし、あらかじめ明確に述べておきたいのが、ここで示そうとするのは、あくまで共生モデルにおけるAの立場から、いかに当事者のニーズに向き合うかという実践の事例であり、単にフォーラム1の主張をなぞり、擁護するものではない。それは、ハーバーマスが目指したのと同様に、パブリックな議論の際に誰もが参照可能な「論拠 (Argumente)」（大窪 2015: 6）を見出すための試みである。具体的には、当事者間の「語彙に埋もれたままになりかねなかったものを、広範に訴える公共的な意味論的潜勢力へと引き上げる⁸⁾」（ハーバーマスら 2011=2014: 138）可能性のある共生論と、フォーラム1や対話での内容を接続しつつ、筆者(桂)による説明を加えた。

4.1 教育を通じた協同翻訳

4.1.1 「4F」教育を通じた当事者の経験の理解

フォーラム1における大川の違和感やフラストレーションは、自身の受けてきた差別的な経験を背景に、現在の共生学が「強者のための」「パートタイム」的なものにしかっていないのではないかということや、大学院という場に所属する以上、当事者としての発言が困難となり、研究者としても、当事者としてもマージナルな存在にならざるを得ないということだった。

ここでいう当事者とは、「私の現在の状態を、こうあって欲しい状態に対する不足と捉えて、そうではない新しい現実をつくり出そうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる」とされている(中西・上野 2003: 3)。

大川の示すニーズとはパートタイム的に取り込まれる「強者のための共生」から、現実の問題に対して変化をもたらす「当事者のための共生」への転換であり、そのためには時に研究者自身が自ら当事者として語ることが重要となる。しかし、アカデミズムの場においてはそうした当事者としての発言は、「あなたは本当に当事者なのか？」という目を向けられることになり、片田が記したように、大学という場において当事者としても語ることができるような場を公的、継続的に確保していくことは容易ではない。実際に、なかだが経験

したように、対等な対話を旨とした場においても「次回は当事者性を抑えた共生論を話したい」というような抑圧的なコメントを招く場合もある。こうした状況で生じる違和感やフラストレーションを、いかに非当事者のマジョリティ側が理解し、「当事者のための共生」へと変化させていくことができるだろうか。こうした課題に対する実践的方法として、ここでは大学を含む場での「教育を通じた協同翻訳」の可能性を示唆する。

ハタノ（2011）はマイノリティの感じるフラストレーションを、教育を通して理解されるべきものの一つとして提示している。ハタノは多文化共生を謳う「異文化理解」の実践や教育でしばしばみられる3F（Fashion、Food、Festival）を通じた表面的、部分的な他者理解への批判を経て、「4F」理解の重要性を論じている。4FとはFact（事実）、Fear（不安、孤独感）、Frustration（悔しさ・不満）、Fairness（公正さ）である。

大川の事例で言うと、日本社会の現実には大川自身を含め、多くの人が国籍により就職や住居に関する差別を受けているという事実（Fact）がある。しかし、マジョリティのための「多文化共生教育」ではこのことには触れられず、実際に大学生にとっても知られているものではなかった。外国籍の市民に対して「会社から差別的な対応を求められた時に、あなたたちはどうします？」という問いかけに答えられない学生がいないというような経験は不安や孤独感（Fear）の原因となるだろう。さらに、そうした問題意識について、当事者として語り、論じることが十分にできないという大学での状況からは挫折感や不満（Frustration）が感じられることになる。これらの実態や、内面への理解を通して初めて、「対等」ではない状況をいかに変化させるかという公正さ（Fairness）が志向されるようになると考えられる。

大川の述べる職や住居をめぐる問題に加え、ハタノが4F理解の意義を示す際に論じた入国管理施設の問題は今日ますます深刻化している。さらに外国人技能実習生に対する虐待や搾取の実態が明らかになってきた現在、国籍やエスニシティに基づく差別は、一層大きな共生に向けた大きな課題となっている。小中高だけでなく、むしろ大学や大学院（ひいては行政や、公的組織、不動産会社や各種企業、法人等）での教育においてこそ、当事者の経験を反映する4F理解が必要だといえる。

また、ハタノは4Fの学習は「外国人に限らず他の多くのマイノリティの状況」を理解する際にも活用可能であるとしている（ハタノ 2011: 144）。日本社会における多様な当事者にとっての事実、不安、フラストレーションもまた公共的な教育を通して理解され「対等な関係」という公平性が求められるべきものなのである。

フォーラム1で片田が述べた経験もまた、4F教育を通してより明確に理解されるものであろう。いじめの被害とその結果の不登校からくる不安や孤独感（Fear）や、通信制・定時制高校から全日制高校への移行が制度上は可能でありながら、その制度運用上不可能となっているという事実（Fact）、こうした状況への対処という努力が周囲に理解されないという挫折感や不満（Frustration）は、当事者でしか十分に知り得ないことだろう。これらのことが、単に個人的なことではなく構造的問題として理解されることで、教育制度の公正さ（Fairness）を求めることの重要性がより一層明確なものとなる。

もっとも、4Fが感情に関わるものである以上、教育を通して翻訳されていくことになる具体的な意味内容までは、本稿で提示することはできない。4F教育を受けた人たちにどのような変化が生じるかといった調査を通して、翻訳の意義や内容はより明らかになっていくだろう。

4.1.2 「当事者のための共生」へ

このような可能性を鑑みると当事者の4Fは、大学（院）を含めた教育により積極的に理解されるべきものだけということができる。しかし、フォーラム1では、これまでの大学院での共生への取り組みが「単に、プログラムの評価を得るため」のものなのかという違和感や疑問が述べられ、現状では「研究発表だけで満足する」ようなパートタイム的なものにとどまってしまう可能性があるという事が指摘されている。

逆に、今後当事者にとってのFact、Fear、Frustrationが今日の構造的問題を表すものとして理解されることで、Fairnessが本当に目ざされるならば、そこに関わる人々もまた「現在の状態を、こうあって欲しい状態に対する不足と捉えて、そうではない新しい現実をつくり出そうとする構想力を持った」という意味で、問題の当事者となりえる。言い換えるならば、単に強者としての専

門家としてではなく、ニーズをもつ当事者として問題に取り組むことになり、その結果、研究発表や外部からの評価のみで満足するパートタイム的な「強者のための共生」から、「当事者のための共生」へと変化していく道筋が見えてくる。

ただし大川も指摘しているように、専門家が当事者として共生にコミットするという際、それはあくまでマジョリティとしての「当事者」であり、社会構造や制度上マイノリティとして生きていかざるを得ない当事者とは混同してはならないということを再度強調しておきたい。現状を変化させたいというニーズをある一定共有できたとしても、現状を支えるマジョリティと、その現状によって劣位に置かれてきたマイノリティは異なる存在であるという自覚が必要になる⁹。この自覚が欠如した時には、マジョリティ側からの「勘違いの共感」(塩原 2017: 166-169)に陥ることになる。

こうした点に留意しながら、日本社会における外国籍の人々やいじめの被害者、教育制度上不当な扱いを受けた人たちにとってのニーズが、教育を通して翻訳され理解されたならば、私たち(ここでは日本社会における日本国籍を有する者や高等教育の関係者というAの立場の人たち)は、これらの問題を生み出す制度や法の改正に向けて、マジョリティの当事者としてコミットしていくという段階へと移ることになる。

もちろん、共生の課題はこれらに留まらず、これまでも様々な取り組みがなされてきているが、ハタノが研究者、教職員、学生からの「社会変革を促すための働きかけが少なく、それがさらに現状を理想から遠ざけ、固定してきたのではないか」(ハタノ 2011: 145)と指摘しているように、研究発表を超えた教育や実践、発信をより明確かつ積極的に行っていく必要がある。実際に共生と名の付くプログラムに参加していても、学生側には「共生に関心を示さないように見受けられる者もある」と大川が述べる状況にある中で、いかに上辺だけではない議論や教育、実践が行うことができるかが課題となる。

このようにフォーラム1の記述を4F教育の必要性という議論と接続することで、ニーズを個々人に還元させることなく、現実の変革へと繋がるような教育実践や公共的な議論の論拠を見出しうる。このような取り組みこそ、共生／共創をリードしてきたマジョリティとしての専門家や教員には求められる。

4.2 理論を用いた協同翻訳

こうしたマジョリティや専門家への要請がありながら、社会通念により問題の前提自体が不可視化されてしまい、当事者の4Fが理解されにくくなっている場合もある。フォーラム1で片田が、「未来共生プログラム」の選抜過程や、対等な対話の場の欠如という経験を通して指摘した「制度的優生思想」という考え方もまた、そうした場合の一つであろう。大学院の特定のプログラムの選考において、ある一定の能力が求められるということや、大学内の対話がある程度専門的な議論となることは、あまりにも当然の前提となっているからである。

現代の教育制度自体が、能力を基準に構築されている以上、たとえ共生という理念を掲げていたとしても、選抜においては能力を通して対象者に「部分的に向き合う」以上のことが困難となる。しかし、先行する議論を参照すると、そうした「能力による選抜」という強固な前提の問い直しというニーズもまた翻訳可能なものとなり得る。

ここで取り上げるのが90年代より優生思想を一貫して批判し続けてきた哲学者竹内章郎の議論である。竹内は、2016年の相模原障害者施設殺傷事件後に受けたNHKのインタビューに対して「優生思想をナチスのものだとしてみようと、意味が限定されすぎる」といい、古くはプラトンの思想にも見られ「私たちの日常のものへの捉え方にも表れる根深いもの」であることに注意を促している¹⁰。

竹内は優生思想のうち、もっとも見えづらいものとして「能力による差別」に言及する。そしてその能力による差別を支えてきたのは「能力の私的所有」を前提とした、近代的な学問の在り方そのものであるという。

能力による差別を乗り越えるため、竹内は倫理学者ポール・ラムゼイによる70年代の「役割と関係性の倫理」論にその萌芽が見え、ロールズをはじめとする20世紀後半のリベラリズムで展開された能力主義批判を下敷きに、「能力の共同性」論を提唱する(竹内 2020: 218-38)。

竹内によると、正義を原理とするロールズのリベラリズムにおいては、能力を単に個人のものとする「能力の私的所有」への見直しが図られた。そこで

は個々人の「生来の才能」や、能力の全体を「社会の共有資産」と見なすことで、能力に関わる便益や基本的な社会財の「“もっとも不遇な人”への再分配」が主張された。ただし、ロールズは、能力自体を再分配されるべき財とはみなさず、また、障がい者や特別なケアを必要とする人を再分配の対象から除外していることから、従来の個体能力観を超えるものではないと指摘されている。

竹内は続いてロールズと重なる議論を行ったロナルド・ドゥオーキンの能力観に触れた上で、アマルティア・センに能力の共同性論の基盤を見出す。「潜在能力」における平等を最重視するセンの議論では「個人の個体能力としてのみ捉えられがちな能力差が、財や制度の不備での問題でもある」と見なされる(同: 231)。能力差が個人の外部に由来すると捉えることで、センの平等論は「能力主義的差別を正当化する能力の個人主義的還元を原理的に否定」(同: 231)する。財の再分配により「特に『弱者』の能力を補填すべき」だとされる。

こうしたセンの議論の延長上に竹内の「能力の共同性」論は位置づけられる。竹内の議論においても、一時的に能力が私的所有「物」とみなされることもあるが、あくまでその前提には、共時的な共同性があり、能力の私的所有は、通時的に「後から」能力が個々人に内面化されていった結果であるとされる。それは静的な所有物として分割されるものではなく、更なる共時的な能力の共同性へと繋がるものであるという。

このように竹内は、能力は個人の内面ではなく外部との関係により把握されるべきものであり、能力の欠如とされるものは、財や制度の不備の問題とみなす。こうした捉え方により、様々な立場にいるもの同士の、対等な関係での共同や共生が目ざされることになる。

「能力の共同性」に基づけば、「助ける」ということから「してやる」などということはありません。また逆に、「してもらう」こともありません。そして、そうなってはじめて、上も下も、「助けてやる」も「助けてもらう」もない、本当の「助け合う」ことが生まれ、本当の共生や共同性が成り立ちます。(竹内 2007: 151)

注意すべきは、竹内の議論が単なる理想論や理念ではないということであ

る。能力の共同性論は「社会的評価の対象となるような認識論的議論に留まるものではなく、そうした認識をも規定する存在論的議論」(竹内 2020: 219-220注)だとされるように、「能力の私的所有」が深く根ざしている制度や社会構造の問題を浮き彫りにするものなのである。

片田の「制度的優生思想」という概念化や、共生／共創の担い手にそうした自覚を求めるというニーズは、竹内の議論をうけてのものではなく、また、共著者からも賛否両論が生じるものであった。しかし、竹内の優生思想批判や能力の共同性論を踏まえると、片田のニーズは、単に個人的な認識に限定されるものではなく、より広く共同で取り込まれるべき、共生の原理や制度的基盤に関わるものだと理解しうる。つまりそれは、公正な「利益」の分配に関する問題でもあるが、それ以上に分配の基準を支える「価値」の問題なのである¹¹。こうしたことを踏まえると、潜在的能力を含め、(英語)能力による選抜という、通常であれば当然のものと思なされる基準も、「共生」を目指す実践なのであれば自明のものではなく、慎重に検討されるべきものだということがわかる。

4.3 更なる協同翻訳実践の必要性

4.3.1 共生モデルとの照合

以上限られた範囲ではあるが、フォーラム1で提示されたニーズを、共生をめぐる議論から捉え直し、公共的な実践や議論へと接続するという形での「翻訳」を試みた。

フォーラム1で提示されていることの共通点としては、共生(や共創)という言葉が喚起する「こうあるべき」という姿と、大学院での取り組みとのズレが違和感やフラストレーションとして感じられ、そうした状況を変化させたいというニーズが生じているということが挙げられる。本稿の事例から、そうした個人々のニーズの協同翻訳により、大学や大学院を含む教育の場での当事者の4F理解や、能力の共同性論に基づく教育制度の基準の見直しといったことが、「当事者のための共生」に向けた課題の一端として見えてくる。

改めて共生学のモデルや本稿の表現から振り返ってみよう。フォーラム1のような内容に対するマジョリティとしての教員や専門家をA、当事者の立

場からの違和感やフラストレーションの表明をBとすると、AからBへの反応は以下のようなものが想定される。

1. Bを単に個人的なものとし、学術的には不完全なものとして棄却、無視する：同化(排他)主義 $A + B \rightarrow A$ 、向き合わない
2. Bを意見としては認めるが、自らの変容を伴う形では取り扱わない：統合(分離)主義 $A + B \rightarrow A + B$ 、部分的に向き合う姿勢
3. Bを自らの変容もいとわない形で研究、教育、実践への反省の契機、新たな課題の発見¹²と捉える：創造的共生 $A + B \rightarrow A' + B' + \alpha$ 、全体として向き合う姿勢

本稿で言う協同翻訳の試みは3に位置付けられる。もちろんここで主張したいことは、Bの主張が常に正しく、一切批判すべきではないという事ではなく、まずはBのニーズ、違和感やフラストレーションの意味内容や、その背後にある構造的問題を捉えようとする事、常に不完全であると自覚しながらもマイノリティ当事者と全体として向き合うよう努め、問題を共有し共に吟味していくことの重要性である。また本章冒頭で述べた通り、個々人の言明をパブリックな言語へと翻訳することを通して、そうした吟味の際の論拠が提示可能であるということを示すのが第一の目的である。

協同翻訳において、それぞれの経験を抽象化することはゴールではなく、AとBが共通の土俵に立ち、対話や相互行為が可能となる出発点なのである。言い換えるとそれは、専門家の権威を支え、当事者を排除するための抽象化ではなく、専門家はその責任を放棄することなく問題に向き合い、マジョリティ側の当事者としてコミットしていくための抽象化である¹³。

こうした協同翻訳の契機となる、いわゆる当事者の違和感やフラストレーションは、共生学や共創に関わるフォーラム1の執筆者以外の学生や、フィールドで調査対象者となる人、またはその関係者が感じているかもしれないものでもある。フォーラム1の著者らは(元)大学院生という立場、なおかつ共生／共創にコミットしようという意思をもつものであったからこそ表明できたが、その背後には語り得ない人々や、数多くの表明されないままの違和感

やフラストレーションが存在しうる。そういった意味では、個別のプログラムや大学内部の問題を超えた、アクチュアルな問題を提起するものだと見える。

4.3.2 協同翻訳にむけたインリーチ活動、対話

それでは、大学内や社会における潜在的な違和感やフラストレーションはどのように可視化されるだろうか。本フォーラムでの試みのように、協同で対話しながら執筆するという方法の他に様々な可能性が考えられ、Aの立場にある人たちそれぞれが主体的に検討すべき課題であるが、ここでも簡単に触れておきたい。

本稿で触れたのは限られた事例であるが、今後も継続して当事者やマイノリティの声を聴くことで、さらに様々なニーズが捉えられていく可能性がある。そのためにはまずより多くのマイノリティの当事者が、学術的な議論や決定の場に関わる必要がある。

ここで参考となるのが、芸術活動をめぐって、行政という「公」に、アーティストや実践者という「民」の人々がより積極的に関わる「インリーチ」という考え方である。小山・山口（2010）によると、インリーチは2003年頃より使用されだした言葉であり、予算分配や計画を実施する「公」とそれを担う「民」のギャップを架橋するために、「民」の側から行政内部や自治体に対する理解促進の働きかけを行うような活動のことを示す。こうしたインリーチ活動の必要性の背後には、公と民の「協働は特定の人だけでなく、多様な担い手の参加が前提であるはず」であるにもかかわらず「実際の事例においては、当該地の市民を代表するとされる人物が関与すれば、それで市民が参加したとして済まされてしまうことがある」(同: 18)という問題意識があることが読み取れる。

インリーチはその名の示す通り、従来の「アウトリーチ」に対比して用いられる表現であるが、両実践は相互に排他的なものではなく、小山・山口はアウトリーチとインリーチの「往還」の必要性を論じている。むしろ「公」への働きかけという「インリーチ活動を徹底しておこなうことへの覚悟や決意を抱くことが、地域におけるアウトリーチ活動の如何を左右する」(同: 29-30)ののだという。

同論文は芸術活動をめぐるものであり、アウトリーチ・インリーチの意味

自体はそれぞれ大学や学界での用いられ方とは異なる部分がある。しかしながら、その問題意識は、学術的な公共的な議論や決定において当事者のニーズが十分捉えられていないのではないかという、本稿とも通じるものである。大学や学術的な場においても、当事者が共生／共創をめぐる違和感やフラストレーションを語り、それらを協同翻訳していくというインリーチの試みを徹底していくことで、よりよいアウトリーチ実践に繋がって行くと考えられる。

こうしたインリーチを通じた協同翻訳という発想は、対話と熟議のあり方をめぐる議論とも密接にかかわっている。塩原（2012; 2017）では、社会的な分断を背景に共生について論じる中で、対話がその方法として中核に据えられている。国内外の共生論、多文化主義に関する議論をまとめる中で、塩原は、日常的な対話の蓄積と、そのような対話を公共的な熟議と接続することの両方が必要となっていると述べる（塩原 2012: 155-158）。その際、感情を伴う対話と論理性や冷静さが求められる熟議の性質の違いから、いかにマイノリティが公共的な討議に参加しうるか、ということが課題となる。なぜなら「社会・経済的に不利な立場にあるマイノリティが、公的な場でマジョリティと対等に討論することは難しく、特に「マイノリティの直面する問題が切実であればあるほど、感情的にならずに冷静に話し合うことは難しくなる」からである（同: 157）。

だからこそ、日常的な対話はそれ自体重要なものであるが、そこに留まらず、より公的な場へと反映させられるよう、制度や構造へ働きかけが必要となるのである。

何よりも重要なのは、こうした熟議の場に、社会構造の分断を乗り越えてなるべく多くの人が参加できることである。熟議の場から構造的に排除された人々がいるのならば、そうした人々を含めるように構造を変革していかなければ、私たちの居場所は善きものにならない（同: 157-158）

このような塩原の議論もやはり、熟議の場におけるマジョリティ（A）とマイノリティ（B）の関係において、マジョリティの在り方やその変容（A'）を問うものであり、創造的共生の実践であるといえる。

本フォーラムのような共同執筆の試み、インリーチ活動、対話と熟議は、公的な議論や決定の場における当事者の参画を促すものであり、それぞれ理念通りなされたならば、本稿で見てきたような協同翻訳の契機となるだろう。それは、共生論の文脈でいうと井上達夫の、他者に開かれながら継続される「会話」(井上 1986)や公共的な主張における立場や視点の「反転可能性」テスト(井上 1999: 223)を、マジョリティの立場から積極的に推し進めた先に位置づけられる方法である。

こうした発想を踏まえると、本フォーラムで行った、既にある程度の関係性がある者同士の直接的な協同翻訳以外にも、為すべきことが明確になってくる。それは、今日のオンライン化の流れも利用しつつ、大学側が当事者の代表となる人を選定して、ゲストとして招くだけではなく、様々な当事者が広く参加、発言できる、また何らかの決定に関わることができるような仕組みを構築することである。その際重要となるのが、可能な限り開かれた場を創出すると同時に、ファシリテーションや企画のデザインによって、場の安全性を最大限確保するよう努めることであろう。安心して、既存の共生／共創に対する違和感やフラストレーションを語ることができる場を創りだすと共に、そこで見えてくるニーズを論文等により協同で翻訳していく。

そこには当然リスクがあり、前提を共有した「専門家」のみの会議や座談会よりも、はるかに困難を伴うものとなるだろう。だからこそ当事者のニーズや共生の課題を浮き彫りにし、協同翻訳の契機となっていくような共創の試みとなりえる。それは、マジョリティの在り方や、公的な熟議や学術的議論の内実を変化させる(A')とともに、被抑圧的存在から、聴かれるべき声を発する者としての当事者の立場の変化(B')をもたらし、ひいては制度的、法的な革新(+ α)へと繋がるような創造的共生への道、あるいはA、Bそれぞれに還元できない変化や+ α が生じるという意味での「創発的共生」¹⁴への道である。

5. まとめと今後の課題

本稿では、フォーラム1での議論を受けつつ、「協同翻訳」という試みにより、

よりよい共生／共創に向けた検討を行った。

まず、共生／共創を成立させうる重要な要素の一つとして考えることができる「他者の声を聴く」という行為が行われる際においては、聞き手が、その他者の「部分」だけを都合よく切り取り、安易に理解する姿勢は望ましくないと指摘した。なぜなら、部分的に他者と向き合うだけでは、この「声」の意味する内容もまた部分的なものとなり、それは「聴く」と呼ぶに値しないものになるからである。したがって声を聴くためには、他者の「全体」と向き合う姿勢をもつ必要がある。

次いで、「声を聴く」ための具体的な実践として、ハーバーマスの協同翻訳論が参照された。ハーバーマスの理論と共生とのつながり、またハーバーマスとロールズにおける「誰を当事者と認識するか」といった違いについて確認した上で、当事者と当事者でないもの、マイノリティとマイノリティでない者が共に参画する協同翻訳を概観した。その上で、マイノリティの側の声を聴き、それを翻訳していく作業にマジョリティのコミットメントが求められるということを論じた。

第三に、共創的な実践としてフォーラム1で表明された違和感やフラストレーションの協同翻訳を試みた。当事者としての声の挙げづらさを背景とした、「強者のための共生」から「当事者のための共生」への転換の実現について、ハタノのいう、教育を通した「4F (Fact, Fear, Frustration, Fairness)」理解の重要性という視点から見ると、現状を変えるというニーズを非当事者が共有することで、その転換の可能性が浮かび上がる。ここから共生／共創の試みへの当事者の違和感やフラストレーションは、大学を含めた教育の場で「抑える」べきものではなく、むしろ表明され、理解されるべきものだということが示唆される。また、片田の、大阪大学での共生／共創の現状が「制度的優生思想」と言い得るものであるとの自覚を求めるといったニーズに対しては、竹内章郎の「能力の協同性」論により「理論を通した協同翻訳」を行うことで、より公共的な議論への言い換えを試みた。竹内のいうように能力が私的な所有物ではなく共同的なものであれば、能力による選抜という一般的に自明視される基準もまた、共生／共創の試みにおいては再考を迫られるものとなる。

最後に、こうした協同翻訳をより積極的に行うための、インリーチ活動と

いう考え方や、対話と熟議の関係をめぐる議論を紹介した。

限られた事例ではあったものの、本稿での議論から、マジョリティや専門家が「他者の存在を『全体』として把握しようとする」姿勢をもち、教育や理論、インリーチ活動や対話を通じた協同翻訳によって、当事者のニーズをより公共的なものへと言い換えながら共有していくことが、共創の出発点やプロセスにおいて不可欠であることが理解されたのではないだろうか。

今後の実践的な課題は、インリーチ活動や対話実践、当事者としての研究等を通して、従来捉えられてこなかった様々な当事者のニーズを実際に翻訳していくことであろう。理論的な課題としては、本稿で示した「共創としての協同翻訳」を、様々な対話や翻訳に関する理論と接続させることで、より明確にその意義を示すことである。

また、共生理論をめぐって、本稿での検討から浮かび上がってきたのは、ハーバーマスにせよ、竹内にせよ、ポスト・ロウルズ的な議論をいかに実践とリンクさせていくかということである。本稿では十分踏み込むことができなかったが、こうした課題はロウルズの議論を批判的に継承しつつ共生を論じた井上や、ハーバーマスに依拠して展開された尾関の議論とも重なる。クラシックな共生論が、単に理念や理想だけではなく、実践的な方法について論じてきた以上、共生に関する議論の蓄積と国内外の理論の接続も、共創を論じ実践する上で非常に重要となる。

共生以上に共創は、研究や実践に安易に付加価値がつくと思ってしまうような「ことばの魔術」(植田 2006)や「マーケティング」(栗本 2020b)用語となりやすい¹⁵。表面的な共生や共創を乗り越えていく為には、再帰的な議論や当事者の声の反映を通して、より積極的に違和感やフラストレーションと向き合い、一見既存の慣習や価値体系からは非常識、非合理的と思える主張も含めて、協同で翻訳していく必要がある。その過程で、マジョリティもどのような意味で共生／共創の当事者であるのかという事を検討、表明することが不可欠となる。

協同翻訳にはこうした可能性がある一方で、マイノリティや当事者の中には声を発することができない、発しても聴き取られない人たちもいる。そのため語ることができる人は一層「自己」主張だととられやすいという問題もあ

る。誰が誰のどのような声を誰と翻訳するのか、語られない言葉に翻訳の可能性はあるのか、翻訳の妥当性はどのように担保されるのか。当事者をめぐる議論、代表性をめぐる問題など、共創としての協同翻訳の限界がどこにあるのかということも意識し、ハーバーマスへの批判を含め議論の俎上に載せながら今後の研究や実践に取り組んでいきたい。

注

- 1 共生論における「聴く」ことの重要性は山本晃輔先生から個人的に示唆を受けた(桂)。同様に、人間科学研究科のオンラインセミナー(2020年7月30日「不透明な時代を(人間)としてどう生きるか」)での「自分の言葉で語ることでマイノリティの声を覆い隠すという問題についてはどう考えるべきか」という私の質問に対し、岡部美香先生より、「自分の言葉で語る」ことが、よりよく「聴く」ことに繋がるのだということをご教授いただいた。
- 2 今日の議論において、マイノリティーマジョリティ関係は文脈化、細分化されており、単純に分けられない部分もある。しかし、少なくともマイノリティーマジョリティの関係は数だけではなく、というよりむしろ権力関係や社会的な立場の問題であることは繰り返し論じられてきており(海野・鏡 1979; 塩原 2017: 6-7)、本稿でもそうした立場から論じる。
- 3 ユクスキュル・クリサート(2005)の77頁を参照されたい。
- 4 もちろん、こうした出会いのあり方、他者のもつ有用性によって成立する関係性を安易に悪であると決めつけることはできない。こうした議論については、八木(2020)の「有用性による共生」の概念も参照されたい。
- 5 ここでの「相互変容」という表現は、マジョリティとマイノリティ、双方の「変容」が等価であるとする印象を与えるかもしれない。しかし、それを安易に同じレベルの変化であると見なすわけにはいかない。権力構造のもつ暴力性ゆえに、マイノリティの「変容」は、しばしば、深く致命的な領域にまでおよぶことがあるからだ。
- 6 これはもともとドイツ語では「institutioneller Übersetzungsvorbehalt」(Habermas 2005: 136)と書かれたものであるが、英語では「institutional translation proviso」(Habermas 2008: 130)と記される。日本語では比較的原語の直訳に近い「制度的翻訳条件」(大窪 2015: 5)や、協力し共同して行う翻訳であることから「協同的翻訳」(同: 5)とも訳されている。他にも、木部(2013)では「制度的付帯条件」、「制度的な翻訳付帯条件」、「共同翻訳」と訳されている。本論文ではこれらの訳語やもとの言葉の意味を考慮し、「協同翻訳」で統一した。
- 7 ニーズと共生の関係性については、崎浜(2017a; 2017b)で詳細に論じられている。少々長くなるが、ここで補足する。言語学におけるバフチンの理論を参照しつつ「共生的なニーズ」を探求した崎浜によれば、ことばあるいは発話は常に対話的關係のなかにある(崎浜 2017b: 35)。発話はそれを発した者ひとりのみに帰属させることはできず、話し手たちの相互作用の所産であり、発話は社会的出来事だという(同: 36)。崎浜はこうしたバフチ

ンの発話のモノローグ的、対話的という見方について、モノロギズム（モノローグ的、発話は社会的出来事ではなく、発話は完成されたものとして発話者自身にしか帰属しない）、ディアロギズム（発話されたものは未完成であり、多声的なものであり、発話とそれを聞くもので作り上げていく）という整理を行った（同：40）。ニーズに対する支援は当事者により発せられたニーズをくみ取るモノロギズム的支援であるべきでなく、ニーズを発する人との関係性において、終わらない「未完のポリフォニー」として、発話者とそれを聞く者の終わることのない関係性の中で、ディアロギズム支援として共生的ニーズの創出を行うべきであるとした。ハーバーマスの言う協同翻訳も、パフチンを参照した崎浜の視点で言うならば、ディアロギズム的なものと分類されることとなるだろう。

- 8 本稿で「当事者間の」とした部分は、もともとの文脈では「特定の宗教共同体の」であり英語では次のように書かれている。

...lifting for wider public semantic potentials what would otherwise remain sunken in the idiom of particular religious communities. (Butler, Habermas, Taylor, West 2011: 115)

- 9 本稿とフォーラム1ではまずは当事者のニーズに向き合うべきであるという「当事者主権」（中西・上野 2003；上野・中西 2008）という考えかたを基盤としている。そうした前提がある中で、福祉学や障害学においては、ニーズを当事者と当事者でない者との関係性の中で捉えられるべきものとする中で、当事者主権を超えていこうとするような議論も展開されている（麦倉 2016）。本稿における協同翻訳もまた、当事者のニーズを出発点としつつ、非当事者の専門家もまた共生や共創の当事者として問題に関わっていくことを期待しているという点において、そうした当事者主権を超えていくような動きと重なるところがある。この点に関しては、今後より詳細に論じていきたい。
- 10 「2016年09月01日(木)相模原障害者施設殺傷事件 第4回 竹内章郎さんインタビュー」
<https://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/3400/251565.html>（2020年10月28日アクセス）
- 11 井上達夫は分割可能な「利益対立」と分割不可能な「価値対立」のうち、より調停が困難な後者を克服すべき課題としている（井上 1999）。井上の議論を要約しつつ批判的に検討した金(2009)も参照されたい。
- 12 山本(2017)参照。
- 13 今回はB→Aの翻訳(抽象化)を試みたが、協同翻訳という以上A→Bの翻訳(説明、具体化)が必要となる。次に見るインリーチとアウトリーチの関係のように、まずはB→Aが徹底されることで、A→Bの説明や実践が適切なものとなり、A⇄Bの往還により、より充実した翻訳となっていくと考えられる。その内実が実際にどのようなものであるかは今後実践の中で検討していきたい。
- 14 桂(2020)では、共創と創発的共生の関連について具体的な事例から論じている。
- 15 共生／共創と「ことばの魔術」「マーケティング」の関係についてはフォーラム1の第1章参照。

参考文献

五十嵐 沙千子

1995 「ハーバース・ロールズ論争の出発——合意論の可能性」『倫理学』12: 41-56。

井上 達夫

1986 『共生の作法——会話としての正義』創文社。

1999 『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社。

植田 晃次

2006 『ことばの魔術』の落とし穴：消費される『共生』 植田晃次・山下仁編 『「共生」の内実：批判的社会言語学からの問いかけ』三元社。

上野 千鶴子・中西 正司編

2008 『ニーズ中心の福祉社会へ——当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院。

海野 道郎・鏡 豊

1979 「マイノリティーの類型化——その基準に関する一考察」『関西学院大学社会学部紀要』38: 65-76。

小山 健一・山口 洋典

2010 「市民参加演劇の活動を通じた公民協働による地域活性化の方途：アウトリーチとインリーチの反復的交替の視点を中心に」『同志社政策科学研究』1(12): 17-32。

大窪 善人

2015 「ハーバースの協同的翻訳論の射程」『佛教学大学院紀要』43: 1-16。

尾関 周二

1995 『現代コミュニケーションと共生・共同』青木書店。

桂 悠介

2020 「コンヴァージョン研究を通じた共創の可能性：日本の主流社会とイスラームの関係を捉える出発点として」『未来共創』7: 161-192。

カルフーン, クレイグ

2014 「後記——宗教に備わる多くの力」エドゥアルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントワーペン編、箱田徹・金城美幸訳『公共圏に挑戦する宗教—ポスト世俗化時代における共棲のために』pp.141-160、岩波書店。

河原 清志

2014 「翻訳概念の射程——文化の翻訳と喩としての翻訳」『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』18: 1-14。

木部 尚志

2013 「共同翻訳と公共圏のポリフォニー——ハーバースの〈ポスト世俗社会〉論」『年報

政治学』1: 60-80。

金 泰明

2009 「リベラル共生論の原理的研究——井上達夫の『コンヴィヴィアリティ』論の批判的考察」『アジア太平洋レビュー』6: 43-62。

栗本 英世

2020a 「違和感、不快感と不断の交渉」志水宏吉・河森正人・栗本英世・檜垣立哉・モハーチ ゲルゲイ編『共生学宣言』pp.31-52、大阪大学出版会。

2020b 「人間科学型の共創および共創知を目指して」『未来共創』7: 3-28。

崎浜 公之

2017a 『被災者と災害ボランティアの共生をめざして——熊本地震の現場から被災者のニーズを問い直す』NextPublishing。

2017b 『被災者の「ニーズ」の分類の考察と被災者支援のあり方の可能性——平成28年熊本地震の事例から』大阪大学修士論文。

塩原 良和

2012 『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』弘文堂。

2017 『分断と対話の社会学: グローバル社会を生きるための想像力』慶應義塾大学出版会。

志水 宏吉

2020 「私たちが考える共生学」志水宏吉・河森正人・栗本英世・檜垣立哉・モハーチ ゲルゲイ編『共生学宣言』pp.1-27、大阪大学出版会。

竹内 章郎

2007 『新自由主義の嘘』岩波書店。

2020 『いのちと平等をめぐる13章 優生思想の克服のために』生活思想社。

中西 正司・上野 千鶴子

2003 『当事者主権』岩波書店。

ハタノ・リリアン・テルミ

2011 「『共生』の裏に見えるもう一つの『強制』」馬淵仁編『「多文化共生」は可能か——教育における挑戦』pp.127-148、勁草書房。

花崎 皋平

1993 「特別企画＝リレー連載 共生の作法をもとめて」第三回『週刊読書人』、八面記事。

2002 『共生への触発』みすず書房。

ハーバーマス, ユルゲン

2014 「『政治的なもの』——政治神学のあいまいな遺産の合理的意味」エドゥアルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントワーベン編、箱田徹・金城美幸訳『公共圏に挑戦する宗教——ポスト世俗化時代における共棲のために』pp.15-31、岩波書店。

ハーバーマス, J.・テイラー, C.・バトラー, J.・ウェスト, C

2014 「〈総括討議〉ハーバーマス × テイラー × バトラー × ウェスト」エドゥアルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントワーペン編、箱田徹・金城美幸訳『公共圏に挑戦する宗教——ポスト世俗化時代における共棲のために』pp.129-140、岩波書店。

麦倉 泰子

2016 「障害者権利条約からみた新たな意思決定支援」『共生の社会学』139-165、太郎次郎社エディタス。

八木 景之

2020 「共生概念の二類型——有用性による共生・有意味性による共生」『共生学ジャーナル』4: 30-54。

山本晃輔

2017 「現場の未来共生学——共生の取り組みと共生の諸課題から」『未来共生学』4: 312-323。

ユクスキュル, ヤーコプ=フォン・クリサート, ゲオルク

2005 『生物から見た世界』日高敏隆・羽田節子訳、岩波書店。

Butler, J., Habermas, J., Taylor, C., West, C.

2011 Concluding Discussion. In Mendieta, Eduardo., Vanantrwerpen, J. Ed. *The Power of Religion in the Public Sphere*, pp.109-117. New York: Columbia University Press.

Habermas, J.

2005 Religion in der Öffentlichkeit. Kognitive Voraussetzungen für den "öffentlichen Vernunftgebrauch" religiöser und säkularer Bürger. In J. Habermas *Zwischen Naturalismus und Religion*, pp. 119 -154. Frankfurt am Main: Verlag Suhrkamp.

Habermas, J.

2008 Between Naturalism and Religion. polity.

Rawls, John

1993 *Political liberalism*. New York : Columbia University Press.

Kyosei (Co-existence) and *Kyoso* (Co-creation) Starting with “Cooperative Translation”: For Deliberate Discussion and Sincere Practice

Yusuke KATSURA, Miwa SASAKI, Kageyuki YAGI

Abstract

This paper discusses how we can listen to the voices of minorities, in response to Forum 1: “Re-examining the *Kyosei* and *Kyoso* (Co-existence / Co-creation) Through co-writing a collaborative autoethnography on conflicts and frustrations,” and change the actual institutional situations and social norms.

It is argued that in listening to the voices of others, which is a prerequisite for co-existence and co-creation, it is necessary for the listener to be prepared to face not only the “parts” of others, but also the “whole,” including their background.

We will refer to Habermas's theory of cooperative translation of religious discourses for public deliberation in which secular and religious citizens participate together as a way of letting voices be heard. Further, we will see that the theory can be applicable for other social problems beyond religious matters.

Additionally, discomfort and frustration was expressed in the paper Forum 1 that the current discourses and practices on *Kyōsei* may not be for minorities or may be even what we might call institutional eugenics based on certain criteria. Therefore, we will attempt to translate them into more public practice and discussion through understanding minorities 4Fs (fact, fear, frustration, fairness) advocated by Lilian Terumi Hatano, through Akiro Takeuchi's theory of the cooperativity of competence.

Finally, we will introduce the debate around “in-reach” activities and deliberation in order to make “collaborative translation” more proactive.

Keywords : Listening to voices, Cooperative translation, Majority's responsibilities, *Kyosei*, Inreach
